令和８年度

焼津市雇用対策協定に基づく事業計画

焼　津　市

静岡労働局

目　　次

第１　趣旨

第２　雇用施策の柱

１　若年者の就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　女性の就労機会の創出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３　高年齢者の雇用対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

４　障害者の雇用対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

５　生活困窮者等の就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

６　外国人の就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

７　中小企業の人手不足対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

８　その他雇用対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

第３　雇用対策協定に基づく取組に関する数値目標・・・・・・・・・・・11

第１　趣旨

焼津市（以下「市」という。）と静岡労働局（以下「労働局」という。）は、市内における雇用情勢・労働環境の改善に連携して強力に取組むため、平成30年５月10日「焼津市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び焼津公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）は、市が行う雇用創出、就労支援その他の雇用に関する施策と、労働局及びハローワークが行う職業紹介、雇用保険、事業主指導その他の雇用に関する施策とが密接に関連し、円滑かつ効果的に実施されるよう、「焼津市雇用対策協定に基づく事業計画」をまとめ、各施策に対する互いの理解を深め一体的な対策の実施により、焼津市の雇用・職場環境の改善と就労支援の強化を図ることとする。

第２　雇用施策の柱

１　若年者の就労支援

人口減少の進行に加え、若年者の首都圏などへの進学等による転出傾向であるため、新卒者などの若年者を地元企業へ繋げていくことが求められている。そこで、市は労働局と連携し、若年者に対する就職支援、市内企業に関する情報提供の充実、市内企業に対する正規雇用での採用の働きかけ等をすることにより、若年者に対する就職支援を実施する。

（１）大学生等の就職支援

焼津市における若年者の進学について、首都圏や中京圏への転出超過が見られ、このような学生に対し、Ｕターン就職を促進するとともに、地元で生活する学生に対しても地元企業を知る機会や就職関連情報の提供を行い、地元就職の促進を図る。

《焼津市と静岡労働局が共同で取組む業務》

○県、近隣市、ハローワーク、商工会議所・商工会、市内教育機関の各種団体と地域の雇用状況等について情報を共有し、連携していく。

○近隣市やハローワークと連携し、圏域の高校生が地元企業に就職することを促進するための事業を実施する。

《市が実施する業務》

○県内外の学生向けに、ハローワーク、商工会議所等の各種団体と連携して、地元企業が参加する「企業ガイダンス」等を開催する。

○近隣市と連携して、県外在住の地元出身学生や県内の学生及び志太圏域の高校生を中心とした若者地元就職促進事業を実施する。

○市ホームページ内「やいづライフ」に地元企業情報を掲載し、学生などの若者へ情報提供を行い、地元企業への就職促進を図る。

○新卒者等の若年者も含めた多様な人材を雇用するために市内企業が行うソフト・ハード両面の取り組みに対し支援する。

《労働局が実施する業務》

○大学生等に対し、応募書類の作成支援や模擬面接の実施を含めた、きめ細かな職業相談及び職業紹介を実施する。

○若者雇用促進法による「ユースエール認定企業」の普及拡大・情報発信を強化することにより、人材確保に課題を抱える中小企業と新卒者等とのマッチングを実施する。

○トライアル雇用助成金など各種助成金を活用し、正社員就職を促進する。

○学校中退者や未就職卒業者に対して、職業訓練、ジョブ・カード制度等を活用した就職支援を実施する。

○市と連携して実施する高校生の地元企業への就職支援事業に関し、当該事業の取組内容等について、高校部会等を通じて高校への周知を行うとともに、高卒用求人の申し込みを予定する企業への周知を行う。

（２）若者等の職業的自立支援

全国的にも若者や就職氷河期世代の無業者の数が高い水準で推移している中、焼津市においてもニートやひきこもり、フリーターなど働くことに悩んでいる若者等は少なくないと考えられる。そのため、市と労働局は連携して、働くことに悩みを抱える若者等に対し、就職の相談や職業紹介などの支援を行うとともに、関係団体と連携し、働くことに悩んでいる若者等の職業的自立を支援する。

《市と労働局が共同で取組む業務》

○社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、「焼津市子ども・若者支援地域協議会」を開催し、関係機関などと情報交換及び連絡調整を行う。

《市が実施する業務》

○市は静岡地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）と協力して、働くことに様々な悩みを抱える若者を対象に、就労支援のセミナーや相談会を実施し、ニートやひきこもりなどの若者等の自立支援を行う。

《労働局が実施する業務》

○ニートや引きこもり等の若者や就職氷河期世代を含む中高年層について本人や家族等から相談があった場合は、状態に応じサポステ等関係団体を案内する。また、サポステにて支援を受けた後ハローワークでの職業相談・職業紹介に繋ぐため、サポステと連携し、職業訓練のあっせん等を含めた

就職支援を行う。
○就職氷河期世代を含む中高年層を対象とした求人の確保に努め、再就職のための職業相談及び職業紹介を実施する。
○フリーター等に対しては、正社員就職を促進するため、職業適性検査の実施や、きめ細かな職業相談及び職業紹介を実施するとともに、トライアル雇用制度の活用や職業訓練への誘導あっせん等の支援を行う。

２　女性の就労機会の創出

我が国の女性の労働力率は、30 歳代～40 歳代前半にかけて低下しており、結婚・出産・子育てのために、離職を余儀なくされている状況が見受けられ、女性が継続して就業できる環境は十分とは言えない。

このため、子育て中の女性のニーズに対応した求人の確保や女性が働きやすい多様な就業環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの啓発及び女性一人ひとりの能力開発に取組む支援が必要である。市と労働局が一体的に事業を実施することで、より充実したサービスを実現することを目指す。

《市と労働局が共同で取組む業務》

○家庭と仕事を両立しやすいというニーズに対応した「パートタイム就職相談会」を年２回実施する。実施にあたって、求人者・求職者への周知等を協力して行う。

《市が実施する業務》

○母子家庭等のひとり親の就職を促進するため、市が指定する職業能力のための講座を受講し終了した場合に、受講料の一部を支給する「自立支援教育訓練給付金事業」を実施する。
○母子家庭等のひとり親が看護師や介護福祉士等、資格取得のため、養成機関で６か月以上修業する場合、修業期間中の生活費として「高等職業訓練促進給付金」を支給する（所得制限あり）。
○起業を検討している女性の悩みや不安を解消するため、必要な知識の習得や計画作成などのアドバイスをする講座の開催や、専門家による相談窓口を設置する。
○男女が共に活躍できる職場づくりに取り組んでいる事業所を情報紙「Ａしおかぜ」等で紹介する。
○女性の社会参画の促進に加え、誰もが仕事と家庭を両立できる職場環境や多様な働き方について推進を図るとともに、家庭において協力して生活するための環境づくりや、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への理解を深めるため、市民や企業に対して啓発を行う。
○子育て中などで、家庭から離れられない女性のために、内職情報の提供を実施する。

○離職中の女性も含めた多様な人材を雇用するために市内企業が行うソフト・ハード両面の取り組みに対し支援する。（再掲）

《労働局が実施する業務》

○事業主に両立支援等助成金の周知等を行うことで、仕事と子育てが両立しやすい求人受理の確保に努める。
○事業主に特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）を広く周知し、ひとり親家庭の母等の就職困難者の雇い入れの促進を図る。
○事業主に令和７月４月から施行されている「出生後休業支援給付金」及び「育児時短就業給付金」について積極的に周知を行う。
○職業訓練の周知・あっせんを行うことで、再就職に役立つ知識・習得のための機会を提供する。
○応募書類の作成支援や、模擬面接の実施を含む職業相談及び職業紹介を実施する。
○児童扶養手当現況届会場において、ハローワークの職業相談ブースを設置し、求人情報の提供及び職業相談・職業紹介等の就職支援を行う。

３　高年齢者の雇用対策の推進

少子・高齢化が急速に進展し、労働力人口の減少が見込まれる中、働く意欲と能力を有する高年齢者は、社会を支える貴重なマンパワーであり、高年齢者が活躍できる社会の実現が重要な課題となっている。そのため、働く意欲のある高年齢者が 70 歳まで働くことができるような高年齢就業確保に向け着実な実施を図る。特に 65 歳を超えても豊かな経験と知識・技術を活かして働ける環境づくりや再就職の支援、さらには多様な就業機会の提供に向けた取り組みを行う。

《市と労働局が共同で取組む業務》

○就職を希望する高年齢者の雇用促進のため、「パートタイム就職相談会」（再掲）を実施する。実施にあたって、求人者・求職者への周知等を協力して行う。

《市が実施する業務》

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、高齢者の就労を通しての社会への参加、仲間づくり、健康保持などの生きがいの充実を目的として活動する公益社団法人焼津市シルバー人材センターの事業を支援する。
○高齢者も含めた多様な人材を雇用するために市内企業が行うソフト・ハード両面の取り組みに対し支援する。（再掲）

《労働局が実施する業務》

○高年齢者の多様な働き方のニーズに対応するため、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の周知等を行うことで60歳以上を対象とした求人の確保に努め、生涯現役支援窓口を中心にきめ細かな職業相談及び職業紹介を実施する。

○年間を通じて、焼津市シルバー人材センターのハローワークでの出張相談の案内、各種助成金の活用を積極的に案内する。

○企業に対して、改正高年齢者雇用安定法の周知・啓発を引き続き実施するとともに、各種団体と連携し、希望者全員が65歳まで働くことができる制度、さらに、70歳までの就業機会の確保及び年齢にかかわりなく働くことができる制度の導入促進など、事業主に対する指導及び制度の浸透に取り組む。

○65歳以上を対象とした雇用保険のマルチジョブホルダー制度（令和４年１月１日より施行）を広く周知することで、高年齢者の多様な働き方への支援を行う。

４　障害者の雇用対策の推進

令和６年４月１日より民間企業の法定雇用率は 2.5%となっており、令和８年７月に2.7%まで引き上げられることが決定している。

引き続き、障害者の雇用拡大に向け、法定雇用率未達成企業に対する事業所指導、職業相談及び職業紹介並びに職場定着支援等を効果的に実施するとともに障害者雇用を促進する取組を行う。

【参考値】静岡県内民間企業の実雇用率：2.44%（全国：2.41%）

《市と労働局が共同で取組む業務》

○企業への就職を希望する障害者の雇用促進のため、市とハローワークが「障害者就職面接会」を毎年度実施する。実施にあたり、企業への働きかけのため商工会議所や青年商工会議所に、就職を希望する方への働きかけのため、福祉的就労を行う事業所や藤枝特別支援学校にそれぞれ情報提供を行う。

《市が実施する業務》

○焼津市障害者自立支援ネットワークにおいて、障害者の雇用に関する課題や情報等を、障害者支援に関わる機関と共有し、協議を行う。また、福祉事業所と一般企業との意見交換ができる場を持っていく。

○一般企業等への就労を目指す障害者に対し、令和７年10月から創設された就労選択支援等の利用を通じて、利用者の適性を見極め、能力にあったサービスの利用を促す。また、焼津市障害者自立支援ネットワーク内の就労専門部会において、事業所と市が協働して障害者の就労促進や、工賃向

上に向けた仕組みづくりについて検討する。
○近隣市や障害者団体等と、障害者を取り巻く状況について情報交換し、障害者の就労支援が効果的になるように連携を図る。

《労働局が実施する業務》

○法定雇用率について周知し、障害者雇用率未達成企業に対して、訪問や文書等による雇用率達成指導を積極的に行う。
○障害者の就職促進および企業の障害者雇用促進を目的として、年１回以上「障害者就職面接会」等を開催する。
○障害者就業・生活支援センター「ぼらんち」をはじめとした障害者の就労を支援する機関と連携を図りながら、求人情報の提供、職場実習の実施、職場定着指導等の支援を行い、障害者の就職促進および職場定着を図る。
○障害者雇用について、事業所訪問等により、障害者雇用に係る助言や指導並びに助成金制度活用の周知を行い、啓発を図る。

５　生活困窮者等の就労支援

社会環境の複雑化や経済構造が変化する中において、悩みを抱え支援を望む就職困難者は絶えることがなく、また、生活保護受給世帯数も増加する傾向にあることから、市と労働局及びハローワークが連携を図り、就労・生活支援事業等の雇用対策に迅速かつ効果的に取組むことにより、一人でも多くの者が就労し、自立した社会生活を送れるよう支援する。

《市と労働局が共同で取組む業務》

○生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援策を効果的に実施するため、市とハローワークが共同で「焼津地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」を運営し、協力して各種支援策を推進する。

《市が実施する業務》

○生活困窮者への就労支援を含む相談業務のため、「生活困窮者自立相談支援事業」を実施する。また、必要に応じて「生活困窮者就労準備支援事業」を実施する。
○離職等の経済的困窮者に対し「住居確保給付金」を支給し、支給中の求職活動状況の確認並びに就労支援等を実施する。
○生活保護受給者に対し、就職を目的とした就労支援のため「被保護者就労支援事業」を実施する。また、必要に応じて「被保護者就労準備支援事業」を実施する。
○生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定により、ハローワークとの緊密な連携を図り、協力して、各種就労支援策を推進する。

《労働局が実施する業務》

○市が実施する「生活困窮者自立相談支援事業」により意欲・能力が向上した支援対象者及び「被保護者就労支援事業」の対象者に対し、就労に向けた職業相談・職業紹介・求人情報の提供・職業訓練のあっせん等の支援を行う。

○就職支援ナビゲータによる市役所での出張相談を月に１回実施する。

６　外国人の就労支援

焼津市において、近年、外国人住民が増加傾向にあり、今後も、外国人住民の更なる増加が見込まれる。外国人住民の中には、日本の習慣や日本語に不慣れな住民もいることから、行政手続き等への支援や日本語学習などの就労支援、また、外国人労働者を受け入れる企業に対する啓発等も併せて実施する。

《市と労働局が共同で取組む業務》

○市内企業での就労を目指す定住者や永住者などが、職業能力を高め、その能力を最大限発揮できるように外国人の就労を支援する。

○市と静岡労働局が協力して、日本語コミュニケーション等の就労に必要な知識やスキルを付与するための研修等を通じた就職支援を行う。

○在留外国人と地域の企業等とのマッチング支援の提供として、通訳の活用等により本人の希望を丁寧に確認しつつ、ハローワークからは地域企業の求人情報を提供するとともに、市からは住環境や行政サービス等の情報を提供する。

《市が実施する業務》

○外国人の就労や生活に係る相談に対応するため、一元的相談窓口を設置する。

○焼津市での生活に必要な情報を市のホームページやSNS等で提供する。

○関係機関と連携し、外国人が就労に関して相談できる場を提供する。

○外国人も含めた多様な人材を雇用するために市内企業が行うソフト・ハード両面の取り組みに対し支援する。（再掲）

《労働局が実施する業務》

○外国人に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問等による雇用管理の状況確認及び指導、改善のための助言・援助及び雇用維持のための相談・支援等を行う。また、適正な労働条件の確保のための指導を実施する。

○外国人に対しては、通訳や13か国語の電話通訳が可能なハローワーク多言語コンタクトセンター及び多言語音声翻訳機を活用した職業相談及び職業

紹介を実施するとともに、適正な労働条件の確保等に関する相談支援等を実施する。

○定住外国人就労支援・定着支援研修について、定住外国人を対象とする研修コースの実施地域・コース数の拡充やコース内容について見直しを行う。また、研修を修了した定住外国人で、就職実現のために職業訓練の受講が必要と判断される場合には、公的職業訓練（例：定住外国人向け訓練）への誘導、受講斡旋を行うとともに、個々の状況に応じた就職支援を実施する。

7　中小企業の人手不足対策

全国における令和６年度の「人手不足」関連倒産は前年度の 1.6 倍に達し、過去最多の 309 件（前年度比 60.9％増）と急増しているところ、資本金１千万円未満が 65.0％を占め、小・零細企業の苦境が表れている。

管内地域でも同様の声が求人者から寄せられていることから、より一層の充足支援が求められている。

《市と労働局が共同で取組む業務》

○市と労働局が、雇用に関する情報を共有し、効果的に発信する。

○市と労働局が、お互いの SNS 発信において協力し、管内求人者と求職者に各種支援の情報提供を行う。

《市が実施する業務》

○人材確保に悩む企業を対象にセミナーや勉強会等を開催する。

○市内企業の魅力を知り、将来に渡って地元で活躍できる人材を育成するため、子ども向けの職業体験事業を開催する。

○女性や外国人、高齢者等も含めた多様な人材を雇用するために市内企業が行うソフト・ハード両面の取り組みに対し支援する。（再掲）

《労働局が実施する業務》

○人材確保が喫緊の課題である「看護」「介護」「保育」「建設」「運輸」「警備」においては、求人充足支援のほか「魅力ある職場づくり」のため、雇用管理改善援助を実施する。

○全業種が参加可能な庁舎内で開催されるミニ相談会について、求人者の希望があれば、原則全開庁日に開催する。

○「看護」「介護」「保育」「建設」「運輸」「警備」については、業界団体の要望がある場合は、仕事内容の説明と各事業所と面談ができるセミナー&相談会を開催する。

８　その他雇用対策

ハローワーク焼津管内における令和７年 12 月末の有効求人倍率は 1.14 倍であり、今後も厳しい雇用情勢が予想される。そのため、市と労働局は、事業所の事業の継続や事業承継、創業に対する支援をおこない、市内での就職を促進する取り組みを行う。

《市と労働局が共同で取組む業務》

○市と労働局が、雇用に関する情報を共有し、効果的に発信する。
○助成金を通じた事業所支援について、市とハローワークで連携して助成金の広報活動を行う。

《市が実施する業務》

○商工会議所等関係機関と連携して、就業や独立、創業、起業を考えている方を支援するためのセミナーや交流会、創業マルシェなどを開催する。
○創業を考えている方の悩みや不安を解消するため、商工関連団体との連携によるワンストップ窓口や専門家が相談に答える窓口を設置する。
○市内に就業の場を確保するため、市内への進出や事業拡大を検討している企業を支援する。
○スタートアップ創出を背景に、市内のビジネス交流拠点を中心としたテレワークやワーケーションを推進し、市内事業者と域外ワーカーのビジネス交流活性化を支援する。
○市内への移住・定住の促進を図り、地元企業の人材確保に繋げるため、焼津市の魅力的な地域企業・地域産業などの情報を「やいづライフ」に掲載し情報提供を行う。
○多様な人材を雇用するために市内企業が行うソフト・ハード両面の取り組みに対し支援する。（再掲）

《労働局が実施する業務》

○管内地域に企業誘致等の情報提供を受けた場合には、求人の開拓・確保を行い、求人充足に向けた求人と求職者のマッチングを行う。
○人材確保が喫緊の課題である「看護」「介護」「保育」「建設」「運輸」「警備」においては、求人充足支援のほか「魅力ある職場づくり」のため、雇用管理改善援助を実施する。（再掲）
○事業所等に対して、管内の労働市場の状況、求職者の動向、求人賃金や求職者の希望賃金等の情報を定期的に提供する。
○市の焼津未来創生総合戦略実務者連絡会に参画し、他の団体と連携して雇用などの推進に取組む。
○ハローワークインターネットサービスの求職者・求人者マイページを広く周知し、来所を必要としない求人・求職活動の支援を行う。

第３　雇用対策協定に基づく取組に関する数値目標（令和８年度）

１　若年者の就労支援

・大学生等の就職ガイダンス等の開催　６回
・高校生の就職率（内定率）　100%
・働くことに悩みを抱える若者等を対象としたセミナー参加者数　30 人

２　女性の就労機会の創出

・窓口相談件数（創業・事業承継窓口相談）　35 件
・パートタイム就職相談会の開催（※）　２回
・パートタイム就職相談会の参加人数（※）　170 人

３　障害者の雇用対策の推進

・障害者の就職件数　269 人
・障害者等就職面接会の開催　２回

４　高年齢者の雇用対策の推進

・65 歳以上の高年齢者の就職件数　353 人
・パートタイム就職相談会の開催（※）（再掲）　２回
・パートタイム就職相談会の参加人数（※）（再掲）　170 人

５　生活困窮者等の就労支援

・就職者数　16 人
・支援対象者　22 人

６　外国人の就労支援

・外国人就労支援・定着支援研修　26 回

７　中小企業の人手不足対策

・企業向けセミナー等の参加者数　20 人／年

８　その他雇用対策

・創業支援講座等の参加者数　150 人／年

（※）同一の面接会

【参考】雇用対策協定に基づく取組に関する目標実績値（令和７年度）

１　若年者の就労支援

・大学生等の就職ガイダンスの開催　６回
・高校生の就職率（内定率）　100％
・働くことに悩みを抱える若者等を対象としたセミナー参加者数　28 人

２　女性の就労機会の創出

・窓口相談件数（創業・事業承継窓口相談）　40 件
・パートタイム就職相談会の開催（※）　２回

３　障害者の雇用対策の推進

・障害者の就職件数　204 件
・障害者等就職面接会の開催　２回

４　高年齢者の雇用対策の推進

・65 歳以上の高年齢者の就職件数　353 件
・パートタイム就職相談会の開催（※）（再掲）　２回

５　生活困窮者等の就労支援

・就職者数　25 人
・支援対象者　48 人

６　外国人の就労支援

・外国人就労支援・定着支援研修　26 回

７　その他雇用対策

・創業支援講座の開催　164 人／年

（※）同一の面接会